国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程の適用を受ける新 年俸制適用職員の基本年俸の決定に関する細則

令和元年 9月11日

(総則)

第1条 国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程(以下「年俸制適用職員給与規程」という。)第3条第2項に定める新年俸制適用職員にかかる同規程第6条第5項に規定する基本年俸の決定については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(基本年俸の号給)

第2条 新年俸制適用職員の基本年俸の号給は、この細則の規定により算出した基本年俸 の基礎額と同額又は直近上位の額の年俸制適用職員給与規程第4条に定める本給の月額 となる号給とする。

(採用時又は切替時の基本年俸の基礎額)

- 第3条 新たに新年俸制適用職員として採用となった者(以下「新規採用者」という。)の基本年俸の基礎額は、国立大学法人電気通信大学職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)の適用を受ける職員として採用となった場合における給与決定方法等に準じて得られる職務の級及び号給(新規採用者が55歳以下である場合は、当該号給の数に、教授にあっては4、准教授、講師及び助教にあっては6を加えた数の号給。以下「採用時基礎級号給」という。)を基礎として算出した本給及び地域手当(本給の額に職員給与規程第16条第2項第1号に規定する支給割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の額の合計額とする。
- 2 新年俸制適用職員となる前日に職員給与規程の適用を受けていた者(以下「年俸制切替者」という。)の基本年俸の基礎額は、年俸制給与規程の適用を受けることとなる日(以下「年俸制切替日」という。)の前日に当該職員に適用されていた職務の級及び号給(年俸制切替者が55歳以下である場合は、当該号給の数に、教授にあっては4、准教授、講師及び助教にあっては6を加えた数の号給。年俸制切替日が1月1日の場合は、さらに年俸制への切替えがないものとした場合に年俸制切替日に昇給することとなる号給数を加えた数の号給。以下「切替時基礎級号級」という。)を基礎として算出した本給及び地域手当の額の合計額とする。
- 3 新年俸制適用職員となる前日に改正前年俸制適用職員であった者の基本年俸の基礎額は、新年俸制適用職員となる前日に適用されていた改正前年俸制適用職員としての本給の決定時における基礎級号給(国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員給与規程の適用を受ける改正前年俸制適用職員の基本年俸の決定に関する細則に規定する改定時基礎級号給、昇任等時基礎級号給、採用時基礎級号給又は切替時基礎級号給をいう。)(これらの基礎級号給が適用された日以降に業績評価を行ったものについては、当該基礎級号給に当該業績評価の結果に対する第5条第2項に規定する本給の改定における仮定昇給を反映した号給)を基礎として算出した本給及び地域手当の額の合計額とする。

(昇任及び降任の場合の本給の基礎額)

第4条 年俸制適用職員が昇任又は降任した場合の基本年俸の基礎額は、採用時基礎級号給又は切替時基礎級号給を基礎として、当該年俸制適用職員が年俸制適用職員給与規程の適用を受けることなく職員給与規程の適用を受ける職員として在職し、当該昇任又は降任の日(以下「昇任等日」という。)に昇任又は降任したと仮定した場合の昇任等日における職務の級及び号給(昇任の場合において、その者の号給が、当該昇任の日に新たに年俸制適用職員となったものとして第3条第1項の規定を適用した場合に受けるべき採用時基礎級号給に達しないときは、当該採用時基礎級号給における号給。次条において「昇任等時基礎級号給」という。)を基礎として算出した本給及び地域手当の額の合計額とする。

(基本年俸の改定)

- 第5条 基本年俸の改定は、直近過去3回分の業績評価の結果に応じて行うものとする。
- 2 前項の規定による改定後の基本年俸の基礎額は、前項の規定による直近の改定時の改定時基礎級号給の数(当該改定時基礎級号給がない場合にあっては、採用時基礎級号給又は切替時基礎級号給の数(年俸制適用職員として昇任又は降任した者にあっては前条に規定する昇任等時基礎級号給の数))に、当該年俸制適用職員が年俸制給与規程の適用を受けることなく職員給与規程の適用を受ける職員として在職し、昇給したと仮定した場合における昇給分の号給の数を足した級号給(この条において「改定時基礎級号給」という。)を基礎として算出した本給及び地域手当の額の合計額とする。この場合において昇給させる号給数は職員給与規程の規定にかかわらず別表第1に規定する評価区分に応じた昇給数に定める号給数とする。
- 3 第1項の規定による本給の改定時期は、1月1日とする。

(この細則により難い場合の措置)

第6条 特別の事情によりこの細則の規定によることができないとき、又はこの細則の規 定によることが著しく不適当であると認められるときは、別段の取り扱いをすることが できる。

附則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条第2項関係)

評価区分	昇給数	昇給数(55歳以上)
SS	1 0	3
S	8	2
A	6	1
В	4	0
	(教授の場合は3)	
С	2	0
D	0	0